

第71回 定時株主総会 招集ご通知



株式会社セキチュー

証券コード 9976

日時 2022年5月11日（水曜日）
午前11時

場所 群馬県高崎市柳川町70番地
ホテルグランビュー高崎
3階あかぎ

❗感染拡大防止の観点から、本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

❗新型コロナウイルスへの対応についてはP2「新型コロナウイルス感染防止の対応について」をご確認ください。

株主総会ご出席者への「お土産」の配布を取り止めさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第71回定時株主総会招集ご通知 …… 1

(添付書類)

事業報告 …… 3

計算書類 …… 19

監査報告書 …… 34

株主総会参考書類 …… 37

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

株 主 各 位

群馬県高崎市倉賀野町4531番地1

株式会社セキチュー

代表取締役社長 関 口 忠 弘

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年5月10日（火）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月11日（水曜日）午前11時（受付開始予定午前10時30分）
2. 場 所 群馬県高崎市柳川町70番地
ホテルグランビュー高崎 3階あかぎ
（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第71期（2021年2月21日から2022年2月20日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
議案の概要は、後記の「株主総会参考書類」（37頁）に記載のとおりであります。

以 上

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上のサイト（<http://www.sekichu.co.jp>）（IR情報）に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

<株主様へのお願い>

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は健康状態にかかわらず株主総会当日のご来場をお控えいただきたくお願い申し上げます。
- ② 議決権の行使は、可能な限り書面（郵送）による方法をご利用ください。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年5月10日（火）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。
- ③ ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。また、感染予防措置として、受付前でのアルコール消毒、検温を予定しており、発熱のある方、体調のすぐれない方の入場を制限させていただく場合があります。
- ④ 時間短縮のため、株主総会の進行につきましては、報告事項の読み上げ等の内容を省略させていただく場合もございますので、事前に招集通知の確認をお願い申し上げます。

<接触感染リスク低減のための当社の対応>

- ① 運営スタッフは、事前に体調確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。
- ② 会場内は、株主様に可能な限り間隔を空けてお座りいただくよう、座席を配置いたします。
- ③ お土産の配布は、中止させていただきます。

なお今後の状況によりましては、会場等を変更する場合がございます。順次当社ホームページに掲載させていただきますのでご確認の程よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年2月21日から
2022年2月20日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動に大きな制約を受け非常に厳しい状況で推移いたしました。ワクチン接種が進む一方で、新たな変異ウイルスによる感染拡大もあり、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の発令と解除を繰り返す状態が続きました。今後は、ワクチン接種率の更なる向上とともに、行動規制が緩和され、経済活動が回復することが期待されますが、先行きは不透明な状態が続いております。

ホームセンター業界におきましては、前事業年度の「巣ごもり需要」による売上高の伸長に対する反動減がありましたが、概ね好調な推移となりました。

このような状況のもと、当社は、<「全員参加」～皆で地域密着型の安心・安全なインフラ店舗をつくろう～>を当事業年度のテーマに掲げ、品揃えやサービス内容の見直しを進めてまいりました。

当事業年度も、まずはコロナ禍でのお客様の需要に応えるべく、従業員のマスク着用や定期的な消毒の実施など、安全対策を最優先としながら営業活動を実施してまいりました。

店舗政策におきましては、前事業年度に引き続き、複数店舗で改装を実施し、市場や地域に合わせた売場への変更をおこない、また内・外装等の改修をおこなうことで、お客様により安心・安全にご利用いただける店舗へと変更いたしました。

当事業年度の売上高は、前事業年度との比較では、衛生用品をはじめ、苦戦した部門がありました。レジャー用品やペット用品等、好調に推移した部門もあり、総じて想定を上回って推移いたしました。

商品部門別には「DIY用品」は、ペット部門、リフォーム部門、木材部門等が好調に推移し、売上高は161億6千9百万円(前期比2.5%増)となりました。

「家庭用品」は、日用品・家庭用品部門が主に衛生用品等で前年を大きく下回りました。売上高は96億5千万円(前期比10.5%減)となりました。

「カー用品・自転車・レジャー用品」は、レジャー・スポーツ部門、灯油部門は好調に推移したものの、食品部門、文具部門の販売が低調に推移し、売上高は49億3千4百万円(前期比0.9%減)となりました。

「その他」の部門は、3億6千5百万円(前期比1.3%減)と前事業年度と同水準となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は311億2千万円(前期比2.5%減)、営業利益は5億7千6百万円(同41.7%減)、経常利益は6億4千6百万円(同36.8%減)、当期純利益は、1億8千3百万円(同70.7%減)となりました。

商品部門別売上高

(単位：千円)

商品部門別	第 70 期 (2021年 2 月期)		第 71 期 (2022年 2 月期)		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
期 別		%		%	%
D I Y 用 品	15,777,734	49.4	16,169,708	51.9	2.5
家 庭 用 品	10,778,122	33.8	9,650,621	31.0	△10.5
カー用品・自転車・レジャー用品	4,979,139	15.6	4,934,645	15.9	△0.9
そ の 他	369,945	1.2	365,142	1.2	△1.3
合 計	31,904,942	100.0	31,120,118	100.0	△2.5

(注) ホームセンター事業の各部門の構成内容は次のとおりであります。

1. DIY用品 ……………木材、石材、建築資材、リフォーム、エクステリア、D I Y、ワーキング、園芸、農業資材、植物、ペット、電材等
2. 家庭用品……………家庭用品、日用品、インテリア用品、収納用品、家電品等
3. カー用品・自転車・レジャー用品
……………カー用品、自転車、レジャー用品、飲料、文具、カウンター、灯油等
(カー用品専門店、自転車専門店を含む)
4. その他……………ピット工賃等店舗受取手数料、ダイソー等

2. 対処すべき課題

今後の経済につきましては、人口減少による市場規模の縮小や人手不足の深刻化、新型コロナウイルスやウクライナ情勢の経済への影響など不透明な要素を含んだ状況で推移していくものと予想されます。このような状況のもと、当社は「暮らしもっと楽しく 快適な住まいづくりのお手伝い」をスローガンに掲げ、お客様満足度向上を実現するため、以下の重点課題に取り組んでまいります。

(1) 営業力の強化

業態を越えた激しい競争の中、ホームセンター業界の寡占化の進行による淘汰、再編が進むことが予想されます。このような経営環境のもと、当社におきましては、地域のお客様に支持される品揃えとサービスを提供できる「地域一番店」を目指してまいります。また災害発生時には、必要な商品の確保と販売ができるよう、「地域のインフラ」としての責任を果たしてまいります。

営業対策におきましては店舗改装による品揃えや設備の見直しを進め、店舗の活性化による新しい生活様式への対応を進めてまいります。また、ホームセンターの強みを生かし、園芸、金物・資材・DIY用品、ペット、レジャー、リフォームなど品揃えの再構築を進めてまいります。

サービス面におきましては、キャッシュレス決済の推進、セキチューカード・プロカードの会員獲得によるお客様の利便性向上を図ってまいります。

カー用品専門店におきましては、商品構成の見直しと作業レベル向上による安心・安全な車検、ピットサービスの強化を図ってまいります。

自転車専門店におきましては、地域に密着した品揃えと店舗オペレーションの再構築を行ってまいります。

インターネット通販事業におきましては、お客様の利便性向上のため、販売網と品揃えの拡充に努め、成長分野における売上拡大を図ってまいります。

(2) 出店用地の確保および店舗施設の有効活用

計画的な新規出店を進めていくため、出店用地の選定と開発を積極的に行い、新規物件の確保に最善を尽くしてまいります。一方、更なる成長と収益力の向上を図るため、テナントへの賃貸も含めた商業集積施設として店舗施設を有効活用してまいります。

(3) 経営の効率化

継続的な成長を確固たるものにするため、店舗作業の軽減、物流の効率化など、業務の改善を行い、競争力の強化と経営の効率化を推進してまいります。

(4) 人材の育成

商品知識の習得や、全員参加による業務改善活動「QCサークル」の一層の推進により、人材の育成とお客様満足の更なる向上を図ります。また長時間労働の是正、有給休暇取得の推進など、働きやすい職場環境づくりにも積極的に取り組んでまいります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の防止

社会的距離の確保、レジシールドや店頭入口の自動体温計の設置、店内換気、店内設備・買物カゴ・カート等の消毒、従業員の手洗い・消毒および出勤時の検温など、感染症の防止対策を徹底し、安心・安全な買物環境の実現を進めてまいります。

3. 設備投資および資金調達の状況

(1) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、総額7億3千5百万円であります。主なものは、ペット生体売場の増床、店舗の空調・照明設備の改修等による建物の取得、駐車場の舗装の修繕による構築物の取得、店舗改装に伴う陳列什器等の工具、器具および備品等の取得であります。

(2) 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、自己資金を充当いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 68 期 (2019年 2 月期)	第 69 期 (2020年 2 月期)	第 70 期 (2021年 2 月期)	第 71 期 (2022年 2 月期)
営 業 収 益 (千円)	30,784,617	30,736,654	32,516,682	31,745,262
経 常 利 益 (千円)	414,084	545,133	1,023,566	646,908
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△1,632,439	288,748	626,249	183,746
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△303.09	53.61	116.27	34.12
総 資 産 (千円)	17,748,205	17,349,697	18,229,326	18,436,830
純 資 産 (千円)	9,599,924	9,731,679	10,342,178	10,297,775

(注) 1 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づき算出しております。

2 2018年8月21日付けで普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

10. 主要な事業内容

当社の主要な事業、および販売部門と販売品目は次のとおりであります。

(1) ホームセンター事業

木材・石材・建築資材部門

……木材、木工品、石材、建築資材等

リフォーム・エクステリア部門

……住宅関連用品、住宅設備機器、給排水資材、水道用品、ハウス、物置、リフォーム事業等

D I Y・ワーキング部門

……金物、工具、塗料、接着剤、ワーキング等

園芸・農業資材部門

……農業資材、園芸用品、肥料、用土等

植 物 部 門……………野菜、植物、切花、種、球根等

ペット部門……………愛玩動物、ペット用品、ペットフード等

家電・電材部門……………家電品、電材等

家庭用品部門……………キッチン用品、バス・トイレ用品等

日用品部門……………ヘルス&ビューティー、そうじ用品、洗剤、消耗品等

インテリア・収納部門

……インテリア用品、寝具、内装材、収納用品等

カー用品部門……………タイヤ、オイル、バッテリー、車検、ピットサービス等

自 転 車 部 門……………自転車、自転車用品等

レジャー・飲料部門

……レジャー用品、スポーツ用品、酒類、飲料等

文具・カウンター部門

……文具、玩具、オフィス用品、カウンターサービス等

その他 ……ダイソー商品、灯油、たばこ等

(2) 不動産賃貸事業

当社が保有・管理する不動産の賃貸、商業施設の企画・建設および運営管理

11. 主要な事業所

(1) 本 社 群馬県高崎市

(2) 店 舗

① ホームセンターセキチュー (24店舗)

都 県 名	店 舗 名
群 馬 県 (11店舗)	高崎店・高崎矢中店・前橋関根店・前橋駒形店・富岡店・安中店・大間々店・藤岡インター店・桐生南店・伊勢崎茂呂店・沼田恩田店
埼 玉 県 (7店舗)	花園インター店・上尾店・狭山北入曽店・熊谷小島店・川越南古谷店・東松山高坂店・せんげん台西店
栃 木 県 (2店舗)	鹿沼店・宇都宮駒生店
千 葉 県 (2店舗)	柏の葉十余二店・流山おおたかの森店
東 京 都 (1店舗)	鶴川店
長 野 県 (1店舗)	上田菅平インター店

② カー用品専門店オートウェイ (3店舗)

県 名	店 舗 名
群 馬 県 (3店舗)	高崎店・富岡バイパス店・大間々店

③ 自転車専門店サイクルワールド (3店舗)

都 県 名	店 舗 名
東 京 都 (2店舗)	新小岩店・南千住店
埼 玉 県 (1店舗)	戸田公園駅東口店

12. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	280 名	△3 名	42.8 才	15.8 年
女 性	32	—	34.4	10.6
合計または平均	312	△3	41.9	15.3

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員を含めておりません。
 なお、当期中の平均雇用人数（パート・アルバイトは8時間換算）は、嘱託社員58名、パート社員326名、アルバイト社員133名であります。

13. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	616,628 千円
株 式 会 社 足 利 銀 行	205,548
株 式 会 社 千 葉 銀 行	10,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,686

Ⅱ 株式に関する事項

- | | | |
|-------------|--|---------------------|
| 1. 発行済株式の総数 | | 5,586,150株 |
| | | (自己株式 200,192株を含む。) |
| 2. 単元株式数 | | 100株 |
| 3. 株主数 | | 612名 |
| 4. 大株主 | | |

株主名	持株数	持株比率
有限会社サウス企画	2,507,500 ^株	46.55 [%]
セキチュール取引先持株会	858,100	15.93
アトム総業株式会社	285,160	5.29
株式会社しまむら	275,000	5.10
株式会社群馬銀行	198,800	3.69
関口礼子	167,103	3.10
関口忠弘	165,055	3.06
セキチュール従業員持株会	109,687	2.03
株式会社足利銀行	101,400	1.88
関口完	90,246	1.67

(注) 持株比率は、自己株式(200,192株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	関 口 忠 弘	有限会社サウス企画代表取締役社長
専 務 取 締 役	長 谷 川 義 仁	
取 締 役	土 田 一 聡	商品部長
取 締 役	霜 鳥 守 雅	管理部長 アトム総業株式会社監査役
取 締 役	釘 島 伸 博	弁護士法人釘島総合法律事務所代表
常 勤 監 査 役	久 住 昌 和	
監 査 役	原 口 博	
監 査 役	小 松 原 卓	

- (注) 1. 取締役釘島伸博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役久住昌和氏、原口博氏および小松原卓氏の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役原口博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役釘島伸博氏、監査役久住昌和氏、原口博氏、小松原卓氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 役員賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、役員賠償責任保険契約を締結しております。当社の取締役、監査役を被保険者とし、これらの役職の立場で行なった行為による損害賠償金および争訟費用等を補填します。ただし、当該保険契約においては法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は当社が全額負担しております。

4. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	130,119 (3,600)	130,119 (3,600)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	140,319 (13,800)	140,319 (13,800)	— (—)	— (—)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年5月13日開催の第64回定時株主総会において、年額2億5千万円以内(使用人給与相当額を除く)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1992年5月18日開催の第41回定時株主総会において、年額1千2百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

5. 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に関する事項

当社は2021年1月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、業績貢献度、経営状況、経済情勢等を考慮の上、決定しております。取締役の具体的な報酬等の額につきましては、各取締役の職責や成果を熟知している代表取締役社長関口忠弘氏が、取締役会の一任を受け、株主総会で決議された金額の範囲内で決定しております。尚、当社の取締役の報酬等は、固定報酬のみとし、月毎に支払いをします。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬額が、代表取締役社長への委任手続きを経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の具体的な報酬等の額につきましては、適切な企業統治を確保するために取締役会からの独立性をもって取締役の職務執行の監査を行うという職責を考慮した報酬とし、株主総会において承認された枠内で、監査役間の協議のうえ決定しております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役釘島伸博氏の兼職先である弁護士法人釘島総合法律事務所は当社と顧問契約を結んでおり、当事業年度において、当社は顧問弁護士報酬120万円を支払っておりますが、その他特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
取 締 役	釘 島 伸 博	当事業年度開催の取締役会の13回中12回に出席し、主に法律の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	久 住 昌 和	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）と監査役会のすべて（12回）に出席し、主に危機管理の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	原 口 博	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）と監査役会のすべて（12回）に出席し、主に公認会計士の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	小松原 卓	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）と監査役会のすべて（12回）に出席し、主に経営的な見地ならびに金融分野の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。

(3) 社外取締役が果たすことを期待される役割に関して行った職務の概要

取締役釘島伸博氏は、主に経験豊富な法律の専門家としての視点から、当社経営陣の業務執行に関する適切な助言を行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

23,000千円

(2) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、法令および定款・社内規程を遵守するとともに、業務分掌の明確化と権限行使の適正化を図る。また、社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能を充実する。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として本社および各店舗に対して監査を実施し、不正過誤の防止と業務の改善・指導および規程の充実・具体化に努める。

法的判断を要する案件については、速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制を整備する。また、コンプライアンス体制を推進するために、内部通報制度を構築し、通報窓口を社内および社外に設置して匿名での通報を受けるとともに、通報者に対する不利益な取扱いの防止を保証する。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、文書種別に保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を整備し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合は、代表取締役指揮下に対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことで、損失の拡大を防止する体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確保する。また、取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関する重要事項についての審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置する。その際、補助業務にあたる使用人は、監査役の指示命令に従い職務を行う。また、当該使用人の任命・異動等を行う場合は、監査役に事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を受けるほか、稟議書等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に、その説明を求める。また、内部監査室から、定期的に内部監査状況を報告する。その他、監査役監査のために求められた報告事項について、速やかに対応する体制を整備する。

- (7) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の役員・使用人に対し、監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員・使用人に周知徹底する。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支払い等の処理を行う。

- (9) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規則に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは断固として対決し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力から接触を受けたときは、ただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携し、組織的に対処する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断を企業行動基準に明記し、法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動は行わない。また、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与を排除する。

当社は、群馬県企業防衛対策協議会に加盟し、他所轄警察署および株主名簿管理人から関連情報を収集し、不測の事態に備えて最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する対応は、管理部が総括し、必要に応じて外部機関と連携して対処する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、上記方針に基づいた取り組みを行っており、内部統制システムの体制、運用状況に関して、監査役・内部監査室がモニタリングを行い、重要な不備がないか確認を行っております。

また、法令、経営環境の変化に対応して見直しを実施し、効果的な体制の整備、運用を行っております。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,463,446	流動負債	7,374,165
現金及び預金	1,112,657	買掛金	4,947,959
売掛金	787,767	短期借入金	800,000
商品	6,145,815	1年以内返済予定の長期借入金	38,862
貯蔵品	24,358	未払金	803,479
前払費用	151,356	未払費用	138,155
その他	241,491	未払法人税等	96,088
固定資産	9,973,384	前受金	106,774
有形固定資産	5,213,041	預り金	21,363
建物	2,500,669	賞与引当金	75,340
構築物	295,370	ポイント引当金	180,809
機械及び装置	38,906	解約損失引当金	123,017
車両運搬具	8,061	資産除去債務	4,860
工具、器具及び備品	437,350	その他	37,456
土地	1,923,243	固定負債	764,889
建設仮勘定	9,438	役員退職慰労引当金	53,453
無形固定資産	191,062	資産除去債務	358,825
借地権	134,911	繰延税金負債	70,500
ソフトウェア	55,665	その他	282,110
その他	485	負債合計	8,139,054
投資その他の資産	4,569,280	純資産の部	
投資有価証券	482,611	株主資本	10,136,746
長期前払費用	185,088	資本金	2,921,525
差入保証金	3,463,251	資本剰余金	3,558,349
繰延税金資産	420,725	資本準備金	3,558,349
その他	21,350	利益剰余金	3,862,802
貸倒引当金	△3,747	利益準備金	272,952
資産合計	18,436,830	その他利益剰余金	3,589,850
		繰越利益剰余金	3,589,850
		自己株式	△205,931
		評価・換算差額等	161,029
		その他有価証券評価差額金	161,029
		純資産合計	10,297,775
		負債・純資産合計	18,436,830

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年2月21日から
2022年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		31,120,118
売 上 原 価		22,187,975
売 上 総 利 益		8,932,142
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入	625,143	625,143
営 業 総 利 益		9,557,286
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,980,801
営 業 外 利 益		576,484
受 取 利 息	17,158	
受 取 配 当 金	11,252	
受 取 手 数 料	12,723	
受 取 保 険 金	11,961	
受 取 損 害 賠 償 金	12,472	
雑 収 入	25,488	91,057
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,804	
固 定 資 産 除 却 損	7,641	
雑 損 失	10,187	20,633
経 常 利 益		646,908
特 別 損 失		
減 損 損 失	193,243	
解 約 損 失 引 当 金 繰 入 額	123,017	316,260
税 引 前 当 期 純 利 益		330,648
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	197,723	
法 人 税 等 調 整 額	△50,821	146,901
当 期 純 利 益		183,746

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年2月21日から
2022年2月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金
			繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	2,921,525	3,558,349	272,952	3,621,542
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△215,438
当 期 純 利 益	—	—	—	183,746
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△31,691
当 期 末 残 高	2,921,525	3,558,349	272,952	3,589,850

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△205,931	10,168,438	173,740	173,740	10,342,178
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△215,438	—	—	△215,438
当 期 純 利 益	—	183,746	—	—	183,746
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△12,711	△12,711	△12,711
当 期 変 動 額 合 計	—	△31,691	△12,711	△12,711	△44,402
当 期 末 残 高	△205,931	10,136,746	161,029	161,029	10,297,775

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商 品……………売価還元法による原価法

ただし、物流センターの商品については、移動平均法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物(建物附属設備を除く)

a 1998年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

b 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの
旧定額法

c 2007年4月1日以降に取得したもの
定額法

建物以外

a 2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

b 2007年4月1日以降に取得したもの
定率法

c 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～34年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年

(3) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、差入保証金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金……………ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2015年5月13日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止したため、引当金計上額は、制度廃止日に在任している役員に対する廃止日における要支給額であります。

(5) 解約損失引当金……………当社は、既存の物流センターとの物流業務請負契約を解除し、新規の物流センターへの移転を計画しております。契約解除に係る解除金等の支出に備えるため、支出が見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

〔重要な会計上の見積りに関する注記〕

店舗に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産（注）	4,180,917	188,710

(注) 店舗における有形固定資産の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の本社費配賦後の営業利益が過去2期連続してマイナスとなった場合、土地及び店舗設備等の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものと判定しております。

また、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、固定資産の帳簿価額を「回収可能価額」まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、適切な権限を有する経営者及び取締役会の承認を得た翌事業年度の事業計画を基礎に算定しております。

当該割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、将来の売上高及び営業費用の増減率です。売上高の増減率は、過去の実績、出店エリアの地域特性等の市場環境、競合他店舗の動向や改装等の施策が織り込まれた事業計画を踏まえて策定しております。また、営業費用の増減率については、店舗人員数、広告や改修等に関する事業計画を踏まえて策定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	14,748千円
土 地	389,524千円
投 資 有 価 証 券	1,737千円
計	406,010千円

(2) 担保に係る債務

長 期 借 入 金	22,176千円
短 期 借 入 金	539,372千円
買 掛 金	131千円
計	561,679千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

7,714,615千円

3. 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した
圧縮記帳額

建物 9,501千円

〔損益計算書に関する注記〕

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
店 舗	建 物、工 具、器 具 及 び 備 品 等	埼 玉 県
		群 馬 県
		千 葉 県
		東 京 都
物流センター	工具、器具及び備品等	群 馬 県

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各店舗及び賃貸不動産を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件を単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる資産グループについて減損を認識し、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（193,243千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

種 類	減 損 損 失
建 物	73,962千円
工 具、器 具 及 び 備 品	113,081千円
そ の 他	6,199千円
合 計	193,243千円

なお、減損損失を計上した資産の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価額(売却予定の資産については売却予定価額)又は固定資産税評価額等を合理的に調整した価額に基づき、使用価値は、将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストで割り引いて算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,586,150	—	—	5,586,150

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	200,192	—	—	200,192

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 定時株主総会	普通株式	215,438	40.00	2021年 2月20日	2021年 5月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2022年5月11日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	107,719	20.00	2022年 2月20日	2022年 5月12日

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

該当事項はありません。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収入金であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

差入保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、クレジット会社以外の顧客への売上債権が発生した場合には、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な顧客の信用状況を把握する体制をとっております。

差入保証金については、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月20日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,112,657	1,112,657	—
(2) 売掛金	787,767	787,767	—
(3) 投資有価証券	476,971	476,971	—
(4) 差入保証金	3,463,251		
貸倒引当金(※)	△3,747		
	3,459,504	3,437,969	△21,534
資 産 計	5,836,901	5,815,366	△21,534
(1) 買掛金	4,947,959	4,947,959	—
(2) 短期借入金	800,000	800,000	—
(3) 未払金	803,479	803,479	—
(4) 未払法人税等	96,088	96,088	—
(5) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	38,862	38,400	△461
負 債 計	6,686,389	6,685,928	△461

(※) 差入保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に係る事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価と帳簿価額は近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

建設協力金及び敷金については、将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 非上場株式(5,640千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

負債

- (1) 買掛金、(2)短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価と帳簿価額は近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合の想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	1,112,657	—	—	—
売掛金	787,767	—	—	—
差入保証金	465,571	643,920	1,555,865	797,894
合計	2,365,996	643,920	1,555,865	797,894

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
短期借入金	800,000	—	—	—	—
長期借入金	38,862	—	—	—	—
合計	838,862	—	—	—	—

〔資産除去債務に関する注記〕

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に、店舗用土地建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から賃借期間終了日までと見積り、割引率は当該使用見込期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	349,310千円
新規取得による増加	7,918千円
時の経過による調整額	6,456千円
資産除去債務の履行による減少額	—千円
見積りの変更による減少額	—千円
期末残高	363,685千円

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社は、群馬県その他の地域において、賃貸用の店舗(土地を含む)を有しております。2022年2月期の当該賃貸不動産に関する賃貸損益は261,643千円(賃貸収益は営業収入に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

賃貸不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			決算日における時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
797,988	12,300	810,289	1,393,785

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当事業年度の増減額は、主として新規テナント誘致等による資産の増加26,631千円と、減価償却費による減少13,707千円であります。
 3. 時価の算定方法
 主として、固定資産税評価額等の指標に基づき算定した金額であります。

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

確定拠出年金掛金

56,811千円

合計

56,811千円

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、商品評価損の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

〔持分法損益に関する注記〕

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有する会社	アトム総業㈱	(被所有) 直接 5.3	損害保険契約 代理業務 役員の兼任	損害保険料 等の支払	24,595	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. アトム総業㈱は、当社代表取締役社長関口忠弘の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

取引条件及び取引条件の決定方針

(1) 損害保険契約代理業務は、当社との間で建物及び商品等について損害保険契約の代理業務を行っており、保険料率その他の付保条件については、一般ユーザーと同様の条件となっております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1 株 当 たり 純 資 産 額

1,911円96銭

1 株 当 たり 当 期 純 利 益

34円12銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月1日

株式会社セキチュー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

長野事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 張本 青波

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキチューの2021年2月21日から2022年2月20日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月21日から2022年2月20日までの第71期事業年度の取締役会の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月5日

株式会社セキチュー監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 久住 昌 和 ㊟

監 査 役
(社外監査役) 原 口 博 ㊟

監 査 役
(社外監査役) 小松原 卓 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置づけ、経営基盤の強化と安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額107,719,160円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年5月12日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、業務執行については取締役会の監督のもと更なる意思決定の迅速化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、当社定款について、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日に関する附則を設けるものであります。

- (3) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、定款変更案のとおり第40条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、3名以上10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、<u>取締役社長1名</u>を選定し、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条～第30条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監 査 等 委 員 会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第30条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の賠償額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の決議の方法は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年2月20日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第41条 当社の配当基準日は、毎年2月20日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月20日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金または中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 13 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元 年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>第2条 当会社は、第71回定時株主総会終結前の行為 に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。</p>

現行定款	変更案
	<p>2. <u>第71回定時株主総会終結前の社外監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名（監査等委員であるものを除く。以下本議案において同じ）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	せき ぐち ただ ひろ 関 口 忠 弘 (1971年6月23日)	2001年2月 当社入社 2006年11月 HC店舗運営統括部長兼専門店統括部長 2007年5月 取締役HC店舗運営統括部長兼専門店統括部長 2008年3月 取締役商品統括部長 2008年8月 代表取締役常務商品統括部長 2009年3月 代表取締役常務 2014年2月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社サウス企画 代表取締役社長	165,055株
	<p>【取締役候補者とした理由】 関口忠弘氏は、店舗運営、専門店、商品業務に関する豊富な知識と経験を有し、2014年2月からは代表取締役社長として当社事業運営の陣頭指揮をとり、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等を適切に果たしております。当社の経営のために引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	は せ が わ よ し ひ と 長谷川 義 仁 (1957年1月1日)	2000年6月 株式会社コメリ 取締役人事部長 2008年7月 同社取締役執行役員商品本部長 2009年6月 同社取締役退任 2012年5月 当社取締役 2015年5月 当社専務取締役（現任）	5,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 長谷川義仁氏は、ホームセンター経営に関する豊富な知識と経験を有し、専務取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。当社の経営強化のために、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	つち だ もと あき 土 田 一 聡 (1970年 7 月 22 日)	1994年 3 月 株式会社ジョイフル本田入社 2003年 9 月 株式会社島忠入社 2013年 9 月 当社入社 2016年 1 月 当社執行役員商品部長 2018年 5 月 当社取締役執行役員商品統括部長 2019年 7 月 当社取締役執行役員店舗運営部長 2020年 2 月 当社取締役執行役員店舗運営担当兼商品担当 2021年 8 月 当社取締役執行役員商品部長 (現任)	1,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】 土田一聡氏は、商品部の業務に長く携わり、また店舗経営に関する豊富な知識と経験も有し、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。当社の経営強化のため引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
4	しも とり もり まさ 霜 鳥 守 雅 (1970年 8 月 8 日)	1994年 3 月 株式会社コメリ入社 2016年 3 月 当社入社 2017年 8 月 当社執行役員総務人事部長兼能力開発室長 2018年 1 月 当社執行役員管理部長 2020年 5 月 当社取締役執行役員管理部長 (現任) (重要な兼職の状況) アトム総業株式会社 監査役	1,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】 霜鳥守雅氏は、人事、能力開発、総務の業務に長く携わり、人事政策はじめ管理業務全般に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営強化のため引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	くぎ しま のぶ ひろ 釘 島 伸 博 (1950年2月12日) <u>社外取締役</u>	1993年4月 弁護士登録 2017年4月 群馬県弁護士会会長 2018年5月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 1995年4月 弁護士法人釘島総合法律事務所代表（現任）	一株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 釘島伸博氏は、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。業務を行う経営陣から独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 関口忠弘氏は当社の親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の子会社等である有限会社サウス企画において代表取締役社長であります。
 - 釘島伸博氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定して届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
 - 釘島伸博氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
 - 釘島伸博氏の兼職先である弁護士法人釘島総合法律事務所は当社と顧問契約を結んでおり、当事業年度において、当社は顧問弁護士報酬等120万円を支払っておりますが、その他特別な利害関係はありません。
 - 当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、現行定款第23条において会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。釘島伸博氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で、役員賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますことにより、監査役3名全員は定款変更の効力が生じた時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、監査等委員である取締役候補者は以下のとおりであります

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	た か き ひろし 高 木 宏 (1961年12月18日) 新任 社外取締役	2018年3月 群馬県警察交通部高速道路交通警察隊長 2019年3月 桐生警察署長 2021年3月 群馬県警察学校校長 2022年3月 群馬県警察退任	— 株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 高木宏氏は、警察行政の豊富な経験と実績を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。その経歴を通じて培われた幅広い見識を、当社のリスクマネジメント及び経営管理に活かすことを期待しております。		
2	はら ぐち ひろし 原 口 博 (1949年11月26日) 新任 社外取締役	1974年4月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人 トーマツ）入所 2001年9月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2011年5月 有限責任監査法人トーマツ退所 2011年5月 当社監査役（現任）	— 株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 原口博氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。企業会計に関する幅広い知識と知見に基づき、ガバナンス体制の適正性や、業務執行体制及び経営課題への取組等に関する監督、助言等の役割を期待しております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	こ まつ ばら たかし 小 松 原 卓 (1948年 5月 8日) 新任 社外取締役	2002年 7月 株式会社群馬銀行事務部部长 2004年 3月 同行退職 2004年 4月 群馬土地株式会社専務取締役 2008年 6月 群馬中央倉庫株式会社代表取締役 2009年 6月 群馬ビジネスサービス株式会社代表取締役 2010年 6月 同社代表取締役退任 2011年 5月 当社監査役 (現任)	— 株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小松原卓氏は、金融機関における経験と知識、企業経営者としての経験を有しており、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、監査等委員である取締役候補者とするものであります。その経歴を通じて培われた幅広い見識を、当社の経営の監督に活かし、独立した立場から取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化を期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高木宏氏、原口博氏、小松原卓氏の3名は、社外取締役候補者であります。なお、当社は原口博氏、小松原卓氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、高木宏氏が原案通り選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
3. 当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、現行定款第23条において会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。高木宏氏、原口博氏、小松原卓氏の3名の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、役員賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年5月13日開催の第64回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とする旨ご了承をいただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して、年額2億5千万円以内（うち社外取締役1千万円以内）とすることにつき、ご了承をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人としての給与は含まないものといたします。

本議案は当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告13ページに記載のとおりであります。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査役の報酬限度額は1992年5月18日開催の第41回定時株主総会において、年額1千2百万円以内とする旨ご了承をいただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の監査役の報酬等の枠を廃止し、監査等委員である取締役の報酬等の額を、ガバナンス強化および昨今の経済情勢等の諸般の事情も考慮して年額2千万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告13ページに記載のとおりであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおりに承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件とするものといたします。

株主総会会場ご案内

- 会 場 群馬県高崎市柳川町70番地
ホテルグランビュー高崎 3階あかぎ
- 交 通 J R高崎駅より徒歩18分
- 電 話 (027) 322-1111

